

ユニフォームの考え方

【東京都(第2ブロック)の場合】

- ①半袖ユニフォームの下に長袖のアンダーウェアを着る場合、ユニフォームの主たる色と同色でること。
 - ②袖にラインなどの装飾がある場合、長袖のアンダーウェアにも同様の装飾がなければならない。
 - ③上記①②の条件を満たした場合、半袖、長袖の選手の混在は可能。
 - ④アンダーウェアがユニフォームと異色の場合、また、同色だが装飾が一致しない場合は、全員が同じものを着用することで、長袖のユニフォームと見なす(半袖、長袖の選手の混在は認めない)。
- ※ユニフォームカラーとして黒は認めない

【江戸川区サッカー連盟少年部の場合】

育成年代において用具等にかかる費用を極力抑えるため、江戸川区サッカー連盟少年部ではユニフォームの規定を緩和する措置を取ります。

- ①ユニフォームの主たる色、デザインが同じであれば、新旧による微細なデザインの違い、素材の違い、経年による脱色など問わない(襟の違い、エンブレムの違い、背番号書体の違いなども含む)。
- ②半袖ユニフォームの下に長袖のアンダーウェアを着る場合、ユニフォームの主たる色と同色であることを原則とする。
- ③袖にラインなどの装飾がある場合も、アンダーウェアの主たる色が半袖のユニフォームと同様であれば問題としない(半袖、長袖の混在可)。
- ④アンダーウェアがユニフォームと異色の場合、チームとして統一が図られていること(製品の違い、素材の違いは認めるがアンダーウェアに複数の色があることは認めない)。
半袖、長袖の選手の混在も可能とする。(2009/2/8訂正 東京都と同様の扱い)

※ユニフォームカラーとして黒も認める

上記の措置を取ることで、例えば「お下がりのユニフォーム」の再利用ができますし、東京都の規定で使用できなくなってしまった「黒系統」のユニフォーム(特にGKなど)の再利用が可能となります。また、長袖のアンダーウェアも1種類用意すれば対応できることとなります。

しかし、ご注意いただきたいのは、これはあくまでも江戸川区内のルールであるということです。どこへ行っても通用するというものではありません。また、ルールが緩和されているからといって、何をしても良いということではありません。「緩和」=「ルーズ」となってしまうのであれば、この措置を施した意味がなくなってしまいます。
節度ある対応をお願いいたします。